

議案第 10 号 令和元年度東かがわ市一般会計補正予算(第 3 号)修正案について

ただいま議題となりました修正案について、賛成の立場で討論を行います。

今回、補正予算 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、1 1 節需用費として消耗品費、印刷製本費として 5 6 5,0 0 0 円が計上されています。

本予算は来年 4 月より実施を計画している高齢者・障がい者に対するタクシー助成制度の周知並びにチケット印刷の為に計上されたものです。

本件については予算審査特別委員会に付託され様々な質疑が行われましたが、運用についてまだまだ疑義が残るか改善の余地が高いと言える状態です。

例えば 1 つ。本制度の目的として外出支援を図るとあり、重度の方にも手を差し伸べようとの考えから障害者手帳 1 級 2 級所持の方を対象にしています。

当然寝たきりに近い方も利用することも考えられますが、今回事業所と定めた市内事業者にはストレッチャーなど寝たきりに近い状態や、大型のリクライニング車椅子を乗せることが出来る車両は 有していないとおもわれます。

現在でも利用を希望する場合は他市の事業所を利用し通院や外出等を行っているケースも珍しくありません。他市にはそのような車両を有している事業所があるにもかかわらず、現在まで交渉もしていないという答弁が委員会で返ってきました。

このような状態で運用が開始された場合、チケットを渡された方がそもそも使用することが出来ないという問題も予想されます。この一点をもってしても現時点ではまだまだ詰めていくべき箇所が多く、周知等が行える状態ではないと考えられます。

もちろん今回のタクシー補助に関する事業は、公共交通対策として地域ニーズとして非常に高い内容で、将来的には実施継続していかなければいけない大事な事業である事は間違いありません。現在策定中の公共交通に関する計画書に基づき実施をしていくべきでしょうし、新しい制度が導入されるまでをサポートする形としても導入はあるべきなのかと思えます。

しかしながら今回の施策は福祉施策として提案されています。もちろん福祉の向上という意味でも重要であり、導入すべき内容とは思いますが。

ただ福祉施策とするのであれば、地域の交通網がどうあるというのを中心にするのではなく、福祉の向上がその中心となります。それには誰に対して、何を目標にし、何を行うのか。そしてどこで基準となる線を区切るのか。何よりもその基準に入った方、入れなかった方に対して納得のできる説明と理解、これが重要となります。

前段では基準の範囲に入った方への支援体制がまだまだ不十分ではないかと話させていただきました。

このほかにも委員会で今回の基準についてわかりやすい説明を行うためとも答弁がありました。わかりやすい説明とはいったい誰を主役に置いての意見でしょうか。この制度の主役、それは市民です。

市民にとってわかりやすい説明とは、聞いたことに納得できる、理解できることであって、行政側が説明しやすい内容ではありません。

少なくとも今回の委員会での質疑答弁の中で、私はこの点に対して納得理解出来たかといわれたら甚だ難しいとかんじています。

必要な人がいる、まずは導入して必要に応じて修正していけばどうか。そういった声がないわけではありません。しかしながら一度施行したのちに金額や対象を変更することは容易でないことは、既存の福祉バス補助制度の内容からも明らかです。

さいごになります。

委員会動議の理由にもありましたし、討論でも発言しているように、私自身も本事業そのものに反対の立場ではございません。しかしながら今の状態で実施するのはあまりにも細部が練られていないのではないかという疑義が残ることから、事業内容を再度見直し、十分な検討をおこなった上で改めて提案すべき議案と思われれます。

このような理由から、事業がより充実し他物になり、さらなる市民の福祉向上につながるためにも、本定例会に上程された補正予算より消耗品費、印刷製本費として565,000円を減額する修正議案に賛成するものであります。

議員各位におかれましては何とぞ御賛同いただけますよう心よりお願い申し上げまして、修正議案に対する賛成討論といたします。

ありがとうございました。